

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3厚労01）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置 (-)						
措置内容	令和元年度時点	-						
	令和2年度税制改正以後	-						
	令和3年度税制改正以後	-						
政策目的		労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること。						
評価対象税目		義務対象			努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		-						
要望内容		令和2年12月に公布された労働者協同組合法（令和2年法律第78号）が公布後2年以内に施行されることに伴い、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講ずる。						
創設年度	-	過去の政策評価の実績			-	区分	新設	

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資する）は、政策目的（労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはいならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正 「9③達成目標及びその実現による寄与」《租税特別措置等により達成しようとする目標》について、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援、に修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援）について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。 また、達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間に示されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 労働者協同組合法は未施行であり、また、組織の設立予定数も確認できていないところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 労働者協同組合法は未施行であり、また、組織の設立予定数も確認できていないところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資する）は、政策目的（労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはいならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正 「10④効果」《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》について、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援、に修正。 「10④効果」《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》について、多様な就労の機会を創出することと共に、を追記。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、事前評価書の「10有効性等④効果」欄の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の説明は、達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会は新たな法人形態であるため、税制上の位置付けを適切に定める必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	(国税11)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、法人事業税:義)(自動運動)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(国税)(所得税:外、印紙税:外、登録免許税:外) (地方税)(個人住民税:外、固定資産税:外、事業所税:外、都市計画税:外)
3	要望区分等の別	【新設】・【拡充・延長】 【単独】・【主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 令和2年12月に公布された労働者協同組合法(令和2年法律第78号)が公布後2年以内に施行されることに伴い、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講じる。 《関係条項》 —
	担当部局	雇用環境・均等局勤労者生活課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:令和4~7年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 労働者協同組合法(令和2年法律第78号)
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	基本目標V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
10	有効性等	①: 適用数	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		②: 適用額	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		③: 減収額	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、多様な就労の機会を創出することと共に、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
		⑤: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現が促進される。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

<令和4年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R3厚労02)

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 (社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	令和元年度時点	医療法人等については、社会保険診療報酬につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。						H23	753,311,123
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24	774,715,165
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25	689,786,978
政策目的		国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	593,626,895
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H27	582,550,165
	法人事業税							H28	551,381,013
関係条項	地方税法第72条の23						H29	466,780,084	
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで1年間延長する。						H30	538,465,356	
創設年度	S27	過去の政策評価の実績		H26厚労20、H27厚労09、R1厚労02、R2厚労04		区分	延長	R1	543,617,053

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の適用数（平成26年度から令和元年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成26年度から28年度までの過去の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、個人事業税及び法人事業税に係る減収額の合計値であり、法人事業税のみに係る減収額が把握されていない。 ② 過去の減収額（令和2年度の法人事業税）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 個人事業税及び法人事業税の内訳を追記修正する。 ② 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ③ 出典について追記修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 指標対象数は医療施設調査を参照しており、令和元年度が最新となる。 ② 達成目標は「医療体制を維持」することであり、「収税減を是認する理由等」に記載のとおり今後も地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していく為に引き続き

き要望しているもの。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 指標対象数は医療施設調査を参照しており、令和元年度が最新となる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

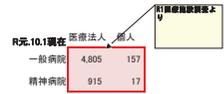
(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の点を追記修正する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)】

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,890,258	527,211	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,890,128	487,828	146,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	92.5%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,848,883	507,897	163,737	58,883
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,851,890	489,805	137,375	49,805
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,548	17,821	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,720	174	43,893	41,073
黒字率⑧:注1	65.1%	84.0%	65.8%	97.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,724	146	28,728	39,923
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	143,542,908	2,180,685	249,174,971	723,775,128
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,455,498	109,044	16,413,854	36,188,726



開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	87,834	44,768
社会保険診療報酬(年間)②	78,818	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,840	32,082
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	89,582	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	8,956	10,585
開設者別施設数⑦	14,782	63,133
黒字率⑧:注1	87.4%	97.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,950	61,805
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	89,211,143	336,104,818
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,589,076	19,905,241

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,631,230
差額の増額の適用施設員込み	194,276

出典:「令和元年度第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和元年度医療施設数調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年度第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」黒字率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

令和3年税制改正要望
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,690,695	703,632	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,580,399	556,412	146,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	79.1%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,649,155	567,194	163,737	58,963
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,551,855	448,651	137,375	49,605
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	107,762	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	58.7%	89.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,288	129	30,361	39,620
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	125,989,227	13,530,291	283,339,148	718,291,159
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	8,287,845	678,515	17,349,678	35,914,538

H30.10.1現在 医療法人 個人
一般病院 4,848 169
精神病院 916 18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	97,834	44,758
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,940	32,082
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	86,562	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,956	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,882
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,215	52,125
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	71,058,448	400,568,135
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,680,762	20,028,407

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,944,763
要項の措置の適用対象見込み	135,719

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成27年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

平成32年税制改正要望
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,720,119	703,774	172,067	88,329
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,747	628,916	145,192	78,589
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	89.5%	84.4%	88.0%
医療費用(年間)④	1,694,726	671,815	168,624	60,458
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,165	597,247	133,879	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,582	28,669	11,313	25,388
開設者別施設数⑦	5,766	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	56.7%	89.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,269	145	29,726	40,049
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,790,428	3,733,924	336,303,213	801,005,609
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,232,115	168,698	22,182,665	45,050,290

H28.10.1現在 医療法人 個人
一般病院 4,853 188
精神病院 913 22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	92,037	40,886
社会保険診療報酬(年間)②	66,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.9%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	82,200	25,360
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	8,880	52,563
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	38,833,259	397,258,517
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,558,024	10,882,828

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	97,042,907
要項の措置の適用対象見込み	135,642

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成27年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	
2	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 14)	
	②: 上記以外の税目	個人事業税:外	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。 《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和5年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法第72条の23 地方税法第72条の49の12	
	5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成26~令和4年度
	7	創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
		①: 適用数	令和元年度 134,275 件/年※ 平成30年度 135,719 件/年 平成29年度 135,642 件/年 平成28年度 136,371 件/年 平成27年度 136,482 件/年 平成26年度 136,429 件/年 ※令和元年11月実施第22回医療経済実態調査及び令和元年医療施設調査より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は令和元年度が最新データ
		②: 適用額	令和元年度 課税標準額 1,740,032 百万円(※) (個人事業税 1,196,415 百万円) (法人事業税 543,617 百万円) 平成30年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成29年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成28年度 課税標準額 1,824,735 百万円 (個人事業税 1,273,354 百万円) (法人事業税 551,381 百万円) 平成27年度 課税標準額 1,849,971 百万円 (個人事業税 1,272,901 百万円) (法人事業税 577,070 百万円) 平成26年度 課税標準額 1,893,022 百万円 (個人事業税 1,299,395 百万円) (法人事業税 593,627 百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和元年~平成29年:第204回国会提出、平成28年~26年:第196回国会提出)参照
	③: 減収額	(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和元年度 1,740,032 百万×4.6%=80,042 百万 (個人事業税 1,196,415 百万×4.6%=55,035 百万) (法人事業税 543,617 百万×4.6%=25,007 百万) 平成30年度 1,766,308 百万×4.6%=81,250 百万 (個人事業税 1,227,843 百万×4.6%=56,480 百万) (法人事業税 538,465 百万×4.6%=24,770 百万) 平成29年度 1,732,211 百万×4.6%=79,682 百万 (個人事業税 1,265,431 百万×4.6%=58,210 百万) (法人事業税 466,780 百万×4.6%=21,472 百万)	

		<p>平成 28 年度 1,824,735 百万 × 4.6% = 83,938 百万 (個人事業税 1,273,354 百万 × 4.6% = 58,574 百万) (法人事業税 551,381 百万 × 4.6% = 25,364 百万) 平成 27 年度 1,849,971 百万 × 4.6% = 85,099 百万 (個人事業税 1,272,901 百万 × 4.6% = 58,554 百万) (法人事業税 577,070 百万 × 4.6% = 26,545 百万) 平成 26 年度 1,893,022 百万 × 4.6% = 87,079 百万 (個人事業税 1,299,395 百万 × 4.6% = 59,772 百万) (法人事業税 593,627 百万 × 4.6% = 27,307 百万)</p>																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 26 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>177,546</td> <td>178,212</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> <td>179,090</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>179,416</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p>		26	27	28	29	30	医療機関数	177,546	178,212	178,911	178,492	179,090		1					医療機関数	179,416				
	26	27	28	29	30																					
医療機関数	177,546	178,212	178,911	178,492	179,090																					
	1																									
医療機関数	179,416																									
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 26 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																								
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 ー</p>																								
12	有識者の見解	ー																								
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 2 年 9 月(厚労 04)																								

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3厚労03）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続 (医療法人に係る税率の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	令和元年度時点	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.9%の軽減税率を適用する。						H23	1,790,756
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24	1,724,425
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25	1,960,754
政策目的		地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	1,718,203
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H27	1,979,951
	法人事業税							H28	2,523,386
関係条項	地方税法第72条の24の7						H29	2,124,957	
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで1年間延長する。						H30	2,056,923	
創設年度	S27	過去の政策評価の実績	H26厚労21、H27厚労10、R1厚労03、R2厚労05			区分	延長	R1	2,506,099

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の適用数（平成26年度から30年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 過去の適用数（令和元年度）について、「令和元年度分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数等のデータを集計し推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ③ 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成26年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数

等のデータを集計し推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和2年度の法人事業税）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の減収額（平成26年度から30年度までの法人事業税）について、「地方税法に基づく適用実態調査結果」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（令和元年度の法人事業税）について、「第204回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ③ 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成26年度の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果（令和2年
-------------------------	--

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数
★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態」第9表」から引用

令和4年度税制改正要望資料

度)が把握されていない。
 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 達成目標(事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による))の達成状況(達成目標に対する進展の程度)について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
 ① 測定指標である医療機関数は「医療施設調査」より把握しているが、令和元年度が最新となっている。
 ② 当措置の目標は「地域における医療提供体制が維持されている」ことであり、「税収減を是認する理由等」に記載の通り「本措置による経営の下支え」により維持がなされていることから、引き続き要望していくもの。

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標(事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による))に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【厚生労働省の補足説明】
 ① 医療機関数は「医療施設調査」より把握しているが、令和元年度が最新となっている。

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。

【厚生労働省の補足説明】
 ① ご指摘の点を追記修正する。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果は予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	334,765	111,792	271,855	383,647
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,236	18,446	44,856	63,302
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,933	904	2,198	3,102
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=⑥×⑦	667	312	758	1,070
影響額合計(百万円)⑨	2,600	1,216	2,956	4,172

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	334,765	111,792	271,855	383,647
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,236	18,446	44,856	63,302
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,933	978	3,140	4,118
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=⑥×⑦	715	362	1,162	1,523
影響額合計(百万円)⑨	2,649	1,339	4,302	5,641

○減収見込額

法人事業税 : 4,118百万円-3,102百万円=1,016百万円
 地方法人特別税 : 1,523百万円-1,070百万円=453百万円

合計

1,469百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%=2,500万円、800万÷16.5%=5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
 「令和元年税務統計から見た法人企業の実態」第9表(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,891	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,891	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,116	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円
 地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計

1,402百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数、4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

令和2年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,748	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	706	2,193	2,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	802	244	756	1,000
影響額合計(百万円)⑨	3,128	950	2,949	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,748	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	764	3,132	3,896
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	860	283	1,159	1,442
影響額合計(百万円)⑨	3,186	1,046	4,291	5,338

○減収見込額

法人事業税 : 3,896百万円-2,899百万円=997百万円
 地方法人特別税 : 1,442百万円-1,000百万円=442百万円

合計

1,439百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数、4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成27年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成30年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	367,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	929	2,300	3,228
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	401	993	1,395
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,330	3,293	4,623

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	367,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	1,030	3,350	4,379
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	445	1,447	1,992
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,475	4,797	6,271

○増収見込額

法人事業税 : 4,379百万円-3,228百万円=1,151百万円
地方法人特別税 : 1,892百万円-1,395百万円=497百万円

合計

1,648百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万+13.6%≒3,000万円、800万+13.6%≒6,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
3,000万円超、6,000万円以下の部分については、所得が3,000万円以上の法人数。6,000万円超の部分については所得が6,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成29年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	928	2,348	3,274
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	400	1,014	1,415
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,328	3,363	4,689

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	1,027	3,420	4,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	444	1,478	1,921
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,470	4,898	6,368

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円
地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円

合計

1,679百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万+13.5%≒2,500万円、800万+13.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和4年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると **16.5%** となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,720
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	43,593
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,762
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和3年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると **16.5%** となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和2年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.6%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.6%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成30年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**13.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.6%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医業収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成29年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**13.5%**となる。

	医業収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,721
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	39,455
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,393
医業収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.5%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成26年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税 15)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を講じる。
		《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成 26 年～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)																
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。																
10	有効性等	①: 適用数 令和元年度 7,020 件/年※ 平成 30 年度 7,544 件/年 平成 29 年度 7,582 件/年 平成 28 年度 8,430 件/年 平成 27 年度 8,774 件/年 平成 26 年度 9,102 件/年 ※令和元年度分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計																
		②: 適用額 ② 減収額参照																
		③: 減収額 地方税法に基づく適用実態調査結果 令和元年度 税制 2,506 百万円(※) 平成 30 年度 税制 2,056 百万円 平成 29 年度 税額 2,124 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円 平成 27 年度 税額 1,979 百万円 平成 26 年度 税額 1,718 百万円 ※第 204 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より																
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 26 年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>57,569</td> <td>58,837</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> <td>62,913</td> </tr> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		26	27	28	29	30	開設者が医療法人の医療機関数	57,569	58,837	60,287	61,564	62,913	開設者が医療法人の医療機関	1		
	26	27	28	29	30													
開設者が医療法人の医療機関数	57,569	58,837	60,287	61,564	62,913													
開設者が医療法人の医療機関	1																	
⑤: 税収減を是認する理由等	医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 26 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域にお																	

		ける医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(厚労 05)

